

インプラントの入札にかかる留意事項

- 1 納品単位での単価（税抜き）を入力してください。
- 2 インプラントにつきましては、全ての品目を扱えることを条件とします。
なお、同品名による製品番号等の違いを含みます。
- 3 総価を比較して、最低金額を提示された事業者様と単価契約を締結いたします。
- 4 入札対象品が保険請求可能な材料であれば「特定保険医療材料機能区分名・償還価格」の記入をお願いいたします。
- 5 品目リストの定価等に変更がありましたら、「備考」の列に記入をお願いいたします。
- 6 入札書の提出について
 - (1) 入札書と内訳書は、「紙ベース」でご提出ください。
 - ① 「入札書」には、貴社の所在地、社名、代表者職氏名の記入及び代表者印の押印をしてください。
押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載をしてください。
 - ② 「内訳書」は、貴社にてプリントしてください。
 - (2) 貴社の入札金額を打ち込んだ電子データをご提出ください。(フォーマットの変更不可)
 - (3) 他の事業者様と入札価が同額の場合は、くじ引きとなります。後日、日程等をご連絡いたします。
- 7 特定保険医療材料について
 - (1) 入札価格は、公表日現在（令和8年1月29日）の償還価格を基準に積算してください。
 - (2) 診療報酬の改定があった場合は、契約締結後、当初契約単価の改定について協議し、合意した単価を改定償還価格の適用日から適用する変更契約を締結いたします。
- 8 価格協議について
契約締結後、契約単価が全国的な平均納入価格と比較して高額と判断される場合、物品供給契約約款第10条の規定に基づき価格改定について協議をさせていただきますので予めご了承ください。
- 9 その他
品目によっては、契約期間内に発注を行わないことがありますので、予めご了承ください。